仲田パートナーズ会計週刊ＦＡＸ通信

発行所：税理士法人　仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566　FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日２０２４年 ６月１０日(月)

今週のことば

自転車の交通反則通告制度(青切符)

自転車の運転者（１６歳以上）が行った信号無視や携帯電話使用（ながら運転）等の交通違反に対し、反則金を科す青切符を導入する改正道交法が成立。２年以内に施行。

◆ 今週のこよみ ◆　ご自分の予定を確認して下さい

６／１０(月) 先負　入梅、時の記念日、源泉所得税の納付期限
１１(火) 仏滅
１２(水) 大安
１３(木) 赤口　主要７カ国首脳会議（イタリア）、ゴルフ全米オープン
１４(金) 先勝
１５(土) 友引　ウクライナ平和サミット（スイス）
１６(日) 先負　父の日

先週の株と為替

	日経平均株価		円(対米ﾄﾞﾙ)	
6/ 3(月)	38,923	△435	157.11	△0.03
4(火)	38,837	▼ 86	155.38	△1.73
5(水)	38,490	▼347	156.14	▼0.76
6(木)	38,704	△214	156.27	▼0.13
7(金)	38,684	▼ 20	155.41	△0.86

贈与税の申告状況(5年分)と本年適用の改正

◎暦年課税……１年間に贈与を受けた財産の合計額で課税する暦年課税（基礎控除１１０万円）を適用した方は46万１千人で、納税人員37万６千人の申告納税額は２９８５億円（１人当たり80万円）でした。

改正により、暦年課税で生前贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前７年以内に延長となりました（相続開始前３年超７年以内の贈与は総額１００万円まで加算対象外）。令和６年１月以後の贈与で取得した財産に適用されるため、相続開始日が令和９年以後の場合に加算期間が３年を超えます（７年となるのは令和13年以後）。

◎相続時精算課税……特定の贈与者からの贈与について、暦年課税に代えて贈与税・相続税を通じた課税を行う相続時精算課税（特別控除２５００万円）を適用した方は４万９千人で、納税人員５千人の申告納税額は５６３億円（１人当たり1216万円）でした。

改正により、令和６年１月から本制度を選択した特定贈与者からの贈与に年１１０万円の基礎控除が設けられました（基礎控除分は相続財産に加算されません）。また、贈与を受けた土地・建物が被災した場合に価額を再計算する特例も創設されました。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に贈与税が非課税（省エネ等住宅は１千万円、それ以外の住宅は500万円）となる制度を適用した方は６万２千人で、贈与を受けた住宅取得等資金４７８２億円のうち４４８２億円が非課税となりました。

改正により、令和６年１月から省エネ等住宅を新築等をする場合における省エネ性能の基準が見直されました。

■この記事の詳細は、情報ＢＯＸ２０１５２２

労働保険(雇用・労災保険)の年度更新手続き

労働保険（雇用保険・労災保険）は、前年度の保険料を精算するための確定保険料と新年度の概算保険料を申告・納付する「年度更新」の手続きが必要となり、令和６年度の年度更新期間は６月３日～７月10日です（石川・富山は期限延長）。

令和６年度の保険料率について、雇用保険率は変更ありませんが、労災保険率は改定（全５４業種のうち20業種）されています。

なお、今国会で雇用保険の適用拡大などを盛り込んだ改正雇用保険法が成立し、令和10年（２０２８年）10月から雇用保険の適用要件のうち週所定労働時間が「10時間以上」（現行２０時間以上）に見直され、加入対象が拡大します。

休職者に対する所得税の定額減税(月次減税)

給与所得者に対する所得税の定額減税は、基準日在職者（６月１日現在で勤務しており扶養控除等申告書を提出している方）を対象に本年６月以後に支払う給与等の源泉徴収税額から減税額を控除する月次減税事務を行います。

休職扱いとなっており、給与が支払われていない方でも、６月１日現在で従業員の身分があり、扶養控除等申告書を提出している場合は基準日在職者に該当します。この場合、復職後に支払われる令和６年分の給与等から減税額を控除します。

詳細請求手順

情報ＢＯＸ番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000 へＴＥＬ(プッシュ回線)。
②記事下のＢＯＸ番号を入力し＃。
③取り出し先のＦＡＸ番号を入力し＃。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和５年分の贈与税の申告状況と令和６年１月から適用された改正

◆暦年課税の申告状況と改正

暦年課税は１年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算する課税方式で、贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額（受贈者ごとに年 110 万円）を超える場合、基礎控除後の課税価格に続柄や年齢に応じた「一般税率」又は「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。

【令和５年分の申告状況】

暦年課税を適用した申告人員は 46 万 1 千人（対前年比＋1.5％）です。そのうち、申告納税額がある方（納税人員）は 37 万 1 千人（同▲1.1％）で、その申告納税額は 2,985 億円（同＋10.9％、１人当たり 80 万円）となっています。

【暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し】

相続又は遺贈により財産を取得した方が、被相続人から相続開始前 7 年以内（改正前は 3 年以内）に暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（相続開始前 3 年以内に取得した財産以外は、その財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することになり、令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な加算対象期間等は次のとおりです。

贈与者の相続開始日	加算対象期間
令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	相続開始前 3 年間
令和 9 年 1 月 1 日～令和 12 年 12 月 31 日	令和 6 年 1 月 1 日～相続開始日
令和 13 年 1 月 1 日～	相続開始前 7 年間

◆相続時精算課税の申告状況と改正

相続時精算課税は原則、60 歳以上の父母や祖父母などから 18 歳以上の子や孫などに対する贈与について、暦年課税に代えて贈与者ごとに選択できる制度です（本制度を選択した場合、その特定贈与者からの贈与は暦年課税に変更不可）。本制度を選択した受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産の合計額から特別控除額（累計 2,500 万円）を控除した残額に贈与税（一律 20％）がかかり、特定贈与者が亡くなった際に贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から既に納めた贈与税相当額を控除します。

【令和５年分の申告状況】

相続時精算課税を適用した申告人員は４万９千人（同＋13.3％）です。そのうち、納税人員は５千人（同＋17.8％）で、その申告納税額は 563 億円（同＋10.9％、１人当たり 1,216 万円）となっています。

【基礎控除や土地・建物の価額の特例の創設】

相続時精算課税を選択した受贈者が特定贈与者から令和６年１月１日以後の贈与により取得した財産について、年 110 万円を控除する基礎控除が創設され、特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は基礎控除後の残額となるほか、特定贈与者からの贈与が年 110 万円以下の場合は贈与税の申告が不要となりました。

また、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が令和６年１月１日以後に生じた災害によって一定以上の被害を受けた場合において、特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税価格に加算する当該土地又は建物の価額を、災害による被災価額（被害額から保険金など差し引いた金額）を控除した残額にできます。

◆住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税制度の申告状況と改正

父母や祖父母など直系尊属から住宅の新築、取得又は増改築等に充てるための住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは非課税限度額（省エネ等住宅：1 千万円、それ以外の住宅：500 万円）まで贈与税が非課税となる制度です。

【令和５年分の申告状況】

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税制度を適用した申告人員は ６ 万 ２ 千人（同＋25.5％）です。贈与を受けた住宅取得等資金の金額は 4,782 億円（同＋29.7％）で、そのうち非課税の適用を受けた金額は 4,482 億円（同＋32.1％）となっています。

【省エネ等住宅の要件の見直し】

省エネ等住宅の新築等をする場合における省エネ性能の基準が「断熱等性能等級５以上かつ一次エネルギー消費量等級６以上」となり、令和６年１月１日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用されます。